ニ　農場内への不適切な物品の持込みの禁止
ホ　可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
ヘ　持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
ト　猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
チ　野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
リ　農場における防疫のための更衣
ヌ　手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

別表第二の一の項の下欄を次のように改める。

第一　家畜防疫に関する基本的事項

〔人に関する事項〕

（家畜の所有者の責務）

1　家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有するとともに、この項の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。

（家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践）

2　飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜防疫に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

（飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底）

3　次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たつては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

(1)　従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
(2)　海外渡航時及び帰国後の注意事項
(3)　海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起
(4)　農場内への不適切な物品の持込みの禁止
(5)　可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
(6)　持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
(7)　猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
(8)　野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
(9)　農場における防疫のための更衣
(10)　手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

（記録の作成及び保管）

4　次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1)　衛生管理区域（8に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入つた者（当該農場への従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。）消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入つた者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の多数の者が利用する原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
(2)　従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称
(3)　導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日
(4)　出荷又は移動を行つた家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日
(5)　飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況
(6)　家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容

（通報ルールの作成等）

5　大規模所有者は、飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者があるときにあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。

（獣医師等の健康管理指導）

6　農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行つている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。

（家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備）

7　家畜の所有者は、野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まつているものとして農林水産大臣が指定する地域（以下この項において「大臣指定地域」という。）において追加措置を講ずることとなる14及び21について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

（飼養環境に関する事項）

（衛生管理区域の設定）

8　農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分けること。衛生管理区域は、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換（畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出しが可能な限り境界に位置するよう設定すること。

（放牧制限の準備）

9　法第三十四条の規定に基づく放牧の停止又は制限があつた場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。

（埋却等の準備）

10　法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地（家畜（月齢が満二十四月以上のものに限る。）一頭当たり五平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。